



## 国民健康保険の納税通知書の送付

令和8年度の納税通知書を7月10日付けで郵送します。保険税は4月から翌年3月までの加入期間に基づき、所得などから計算され、7月から翌年2月まで8回に分けて納めていただきます。（年金から天引きされる方は、年金受給月に納付されます）

国民健康保険は、皆さんの保険税が支えとなっています。ケガや病気に備え、納め忘れのないようお願いいたします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があり、世帯主が未加入でも、世帯内に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

### ○医療保険制度における子ども・子育て支援納付金について

子ども・子育て支援金制度とは、すべての世代や企業の皆さんから支援金を拠出していただき、子育て施策の拡充に充てることで、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

令和8年4月から各医療保険制度でご負担いただきます。

子ども・子育て支援納付金分 (国民健康保険)	所得割	0.29%
	均等割	1,100円 ※18歳未満10割軽減
	平等割	1,000円
	賦課限度額	30,000円

### ○国民健康保険税の限度額・軽減判定基準について

国民健康保険は、皆さんの納付した国民健康保険税を主な財源として運営されています。適正な運営を確保するため、北海道が示す指針に基づき、以下のとおり改正しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 【限度額】

	令和7年度	令和8年度	比較
医療分	66万円	67万円	+1万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	-
介護納付金分	17万円	17万円	-
子ども・子育て支援納付金分	-	3万円	+3万円
合計	109万円	113万円	+4万円

#### 【軽減判定基準】

軽減割合	令和7年度	令和8年度
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	変更なし
5割軽減	43万円+(30万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(31万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	43万円+(56万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(57万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121



## 後期高齢者医療保険の納入通知書の送付

令和8年度の納入通知書を7月10日付けで郵送します。保険料の納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など一部の方を除き、年金からの天引きとなります。ご自身の通知書をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いいたします。

### ○「資格確認書」の有効期限到来前に、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします

- ・「資格確認書」が交付される方 → 85歳以上の方全員、84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方  
※マイナ保険証が資格確認書で受診できます。
- ・「資格情報のお知らせ」が交付される方 → 84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方  
※マイナ保険証で受診をお願いします。「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください。

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121